

## 建設業の時間外労働の上限規制等に関する説明会を開催します！

『36協定届のご準備は大丈夫ですか。』

時間外労働の上限規制の適用が猶予されていた建設業に対して、令和6年4月1日から、上限規制が適用されています。

埼玉労働局・労働基準監督署では、昨年に引き続き、建設事業の労務管理担当者様等を対象として、時間外労働の上限規制等の内容を中心とした説明会を下記の日程で開催いたします。

**今回の改正では、「時間外労働・休日労働に関する協定届」（36協定届）の様式も変更されており、その内容、留意事項等についてもご説明いたします。**

建設事業者の皆様にはぜひご参加いただきたくお願い申し上げます。

説明会会場、申込方法等、詳細は、埼玉労働局ホームページをご覧ください。

[https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/news\\_topics/event/2024roudou-setsumeikai.html](https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/news_topics/event/2024roudou-setsumeikai.html)



埼玉労働局・労働基準監督署で開催する説明会

開催日 令和7年2月17日（月）

開催時間 13：45～16：15

会場 埼玉会館 7A会議室

さいたま市浦和区高砂 3-1-4

説明内容 1. 時間外労働の上限規制等について

2. 労働災害防止について

3. 助成金について

4. 建設工事における適正な工期の確保に向けて

※本説明会は、厚生労働省がランゲート株式会社へ委託し、実施しております。申し込みは、上記埼玉労働局ホームページから、**ランゲート株式会社『時間外労働の上限規制等に関する説明会』ホームページ**に移動いただき、お申し込みください。

担当 埼玉労働局労働基準部監督課

電話 048-600-6204